

北広島市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市が発注する建設工事(北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約(以下「業務委託」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事及び業務委託(以下「対象建設工事等」という。)は、設計金額が1千万円以上の建設工事及び業務委託(以下「建設工事等」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等の性質、目的その他特別な事情により条件付一般競争入札に適さないと認める場合は、対象建設工事等としないことができる。

(公告)

第3条 条件付一般競争入札を行うときは、別記標準公告例により公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件(以下「入札参加資格」という。)に該当する者でなければならない。

(1) 政令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。)

第4条第2項に規定する競争入札等参加資格者名簿において、対象建設工事等と同種の登録種別に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)

(3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(第2号の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。

(6) 原則として、条件付一般競争入札に付そうとする日前10年間に於いて対象建設工事等と同種の建設工事等について元請としての施工実績又は履行実績があ

ること。

- (7) 対象工事に配置する主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 前各号に定めるもののほか、対象建設工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第5条 特定共同企業体に発注する対象工事において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、北広島市共同企業体取扱要領(平成2年3月23日広島町長決裁)に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

(入札参加資格の決定)

第6条 市長は、前2条の規定により対象工事ごとに条件を定めるときは、建設工事契約事務審査委員会(以下「建設工事委員会」という。)において、当該条件の内容を審査させるものとする。

(入札の参加申請)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める日までに、次に掲げる書類のうち第3条の公告により提出を求められる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、第4条及び第5条に規定する条件を満たしているかどうかの審査を受けなければならない。ただし、第3号から第8号までに掲げるものについては、公告で示す対象建設工事等ごとに定める条件により、その提出をするものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- (2) 同種工事施工(業務履行)実績書(別記第2号様式)
- (3) 主任(監理)技術者経歴書(別記第3号様式)
- (4) 現場代理人経歴書(別記第4号様式)
- (5) 手持ち工事の状況(別記第5号様式)
- (6) 配置予定技術者等の工事受持ち状況(別記第6号様式)
- (7) 特定共同企業体協定書(別記第7号様式。)
- (8) その他必要と認める書類

(入札参加資格の審査等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、建設工事委員会において申請書等の内容を審査させ、その結果を条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第8号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、市長が定める日までに、前項の通知

に付された理由について、書面により説明を求めることができるものとする。
(入札に参加できない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 申請書類を提出期限までに提出しない者
- (2) 申請書類に虚偽の申請をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格を認められた後、入札参加資格に欠けることとなった者
(設計図書の閲覧等)

第10条 対象建設工事等の設計図書は、契約規則第5条の規定による公告の日から入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、設計図書内容について質問することができる。この場合において、市長が指定する日までに質疑応答書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の質問があったときは、その回答を入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第11条 市長は、条件付一般競争入札の執行に当たっては、契約規則第10条及び第10条の2の規定に基づき、調査基準価格又は最低制限価格を設定するものとする。

2 市長は、前項の入札の執行に際して、当該入札に参加しようとする者に入札金額の積算内訳書の提示を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(北広島市条件付一般競争入札試行要綱の廃止)

2 北広島市条件付一般競争入札試行要綱(平成18年3月27日市長決裁)は、廃止する。